

質問回答書

令和4年8月30日

旧王寺小学校及び旧王寺北小学校跡地活用に関する公募型市場調査に係る質問について、下記のとおり回答します。

(質問内容は原文のまま掲載しています。)

	質問内容	回答
1	旧王寺小学校について、埋蔵文化財包蔵地内となっておりますが、本掘を指示された場合の費用は御町負担という認識でよろしいでしょうか。	旧王寺小学校については、校舎解体後に王寺町文化財保存活用地域計画に基づき片岡王寺跡発掘調査を実施予定です。 この発掘調査結果を踏まえ、具体的な利活用の際の工事前の発掘等の対応について検討していきますので、本掘の費用負担は未定です。
2	旧王寺北小学校について、屋内体育館を継続して使用されるということは、体育館部分の敷地及び道路までの接道を分筆しそのまま御町所有とし、それ以外の敷地については売却又は定期借地という形で土地を分けることは可能でしょうか。	敷地を分筆することは可能です。 本公募型市場調査結果を参考に、敷地分割の要否及び方法を検討していきます。
3	旧王寺小学校に関しても、旧王寺北小学校同様に高さ制限が用途に影響を及ぼすと考えられます。(EX高さ制限15mではマンションも5階までしか建築できません。)容積消化を行うためにも、地区計画等で高さ制限の解除は可能でしょうか。	旧王寺小学校についても、旧王寺北小学校と同様、本公募型市場調査結果を参考に、都市計画上必要な対応について検討していきます。
4	旧王寺北小学校活用に関しては、道路接道の問題から造成を伴う開発許可取得が難しいと見受けられますが、許可条件の緩和等の協力は得られるのでしょうか。	開発許可については、本公募型市場調査結果を参考に、法規制上必要な対応について検討していきます。